

7水漁第 1619 号
令和8年2月4日

日本漁船保険組合 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和8年1月 21 日からの大雪による漁船被害に係る迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払について（依頼）

この度の令和8年1月 21 日からの大雪により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴組合におかれましては、漁船被害状況等の適切な把握とともに、保険事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。